

# 神奈川工科大学後援会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は、神奈川工科大学後援会と称し、事務所を厚木市下荻野1030神奈川工科大学におく。

第2条 本会は、神奈川工科大学の教育方針に従い、大学の教育研究活動、学生の福利厚生、課外活動、その他に関し後援する事を目的とする。

## 第2章 事業

第3条 本会は、第2条に目的を遂行するため次の事業を行う。

- (1) 大学の教育研究活動の後援
- (2) 学生の福利厚生に関する助成
- (3) 学生の課外活動に対する助成
- (4) 見学旅行、学外実習指導等に対する後援
- (5) その他必要な事業

## 第3章 会員

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 学生の父母
- (2) 特別会員 本学の教職員
- (3) 賛助会員 本会の主旨に賛成して協力するもの
- (4) 名誉会員 本学の教育に関心を持つ者で、本会の理事会の推薦する者

第5条 学生の父母は、本会の正会員となるものとする。

## 第4章 役員

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 1名

第7条 役員は、次の方法によって選出する。

- (1) 会長、副会長は、正会員の互選により選出する。
- (2) 常任理事は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(3) 理事および監事は、正会員および特別会員より会長が委嘱する。

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 常任理事は会務を処理する。
- (4) 理事は会務を審議する。
- (5) 監事は会計を監査する。

第9条 役員の仕事は1年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合はその後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、任期満了となっても後任者が決定するまでは、その職務を執行しなければならない。

第10条 本会に顧問をおく。会長が学長及び学園常任理事を顧問に委嘱する。

2. 顧問は、本会の運営について会長の諮問に応じ、総会及び理事会に出席して意見を述べるができる。

## 第5章 会議

第11条 定期総会は、毎年1回開催して会務を報告し、本会の事業、予算、決算、役員を選出等の重要事項を審議決定する。議事は出席者の過半数を以て決定する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開くこ

とができる。

2. 定期総会の出席者は役員、正会員とする。

3. 緊急の際は、理事会を以て総会にかえることができる。ただし、この場合総会の事後承認を得なければならない。

4. 理事会は、会長が必要と認められたときに、これを開催し必要な事項を審議する。ただし、構成員 2/3 以上の出席をもって成立する。

第 12 条 常任理事会は、会長・副会長・常任理事で構成し、総会及び理事会で決定された会務を処理する。

## 第 6 章 会 計

第 13 条 本会の経費は、入会金・会費・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。

第 14 条 正会員は入会金として 3,000 円を入会時に納入するものとする。

第 15 条 正会員は会費として年額 15,000 円を前期納入金として一緒に納入するものとする。

2. 賛助会員は、正会員の会費を 1 口として、1 口以上を随時納入するものとする。

第 16 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 17 条 翌年度事業予算案は、理事会の議を経て総会に付議するものとする。

第 18 条 会長は、毎年 3 月 31 日現在をもって当該年度の決算書を作成し、監事の監査を経たのち、理事会の議を経て総会に附議するものとする。

附 則 1. この会則の改廃は、総会の議を経なければならない。

2. この会則の施行については必要な細則は別に定める。

3. この会則は、昭和 54 年 4 月 1 日より施行する。

4. この会則の一部改正(第 10 条)は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

5. この会則の一部改正(第 15 条)は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

6. この会則の一部改正(第 15 条)は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

7. この会則の一部改正(第 15 条)は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。